

令和5年度保険料率について

令和5年度 都道府県単位保険料率の決定について

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.29%	滋賀県	9.73%
青森県	9.79%	京都府	10.09%
岩手県	9.77%	大阪府	10.29%
宮城県	10.05%	兵庫県	10.17%
秋田県	9.86%	奈良県	10.14%
山形県	9.98%	和歌山県	9.94%
福島県	9.53%	鳥取県	9.82%
茨城県	9.73%	島根県	10.26%
栃木県	9.96%	岡山県	10.07%
群馬県	9.76%	広島県	9.92%
埼玉県	9.82%	山口県	9.96%
千葉県	9.87%	徳島県	10.25%
東京都	10.00%	香川県	10.23%
神奈川県	10.02%	愛媛県	10.01%
新潟県	9.33%	高知県	10.10%
富山県	9.57%	福岡県	10.36%
石川県	9.66%	佐賀県	10.51%
福井県	9.91%	長崎県	10.21%
山梨県	9.67%	熊本県	10.32%
長野県	9.49%	大分県	10.20%
岐阜県	9.80%	宮崎県	9.76%
静岡県	9.75%	鹿児島県	10.26%
愛知県	10.01%	沖縄県	9.89%
三重県	9.81%		

2. 適用時期

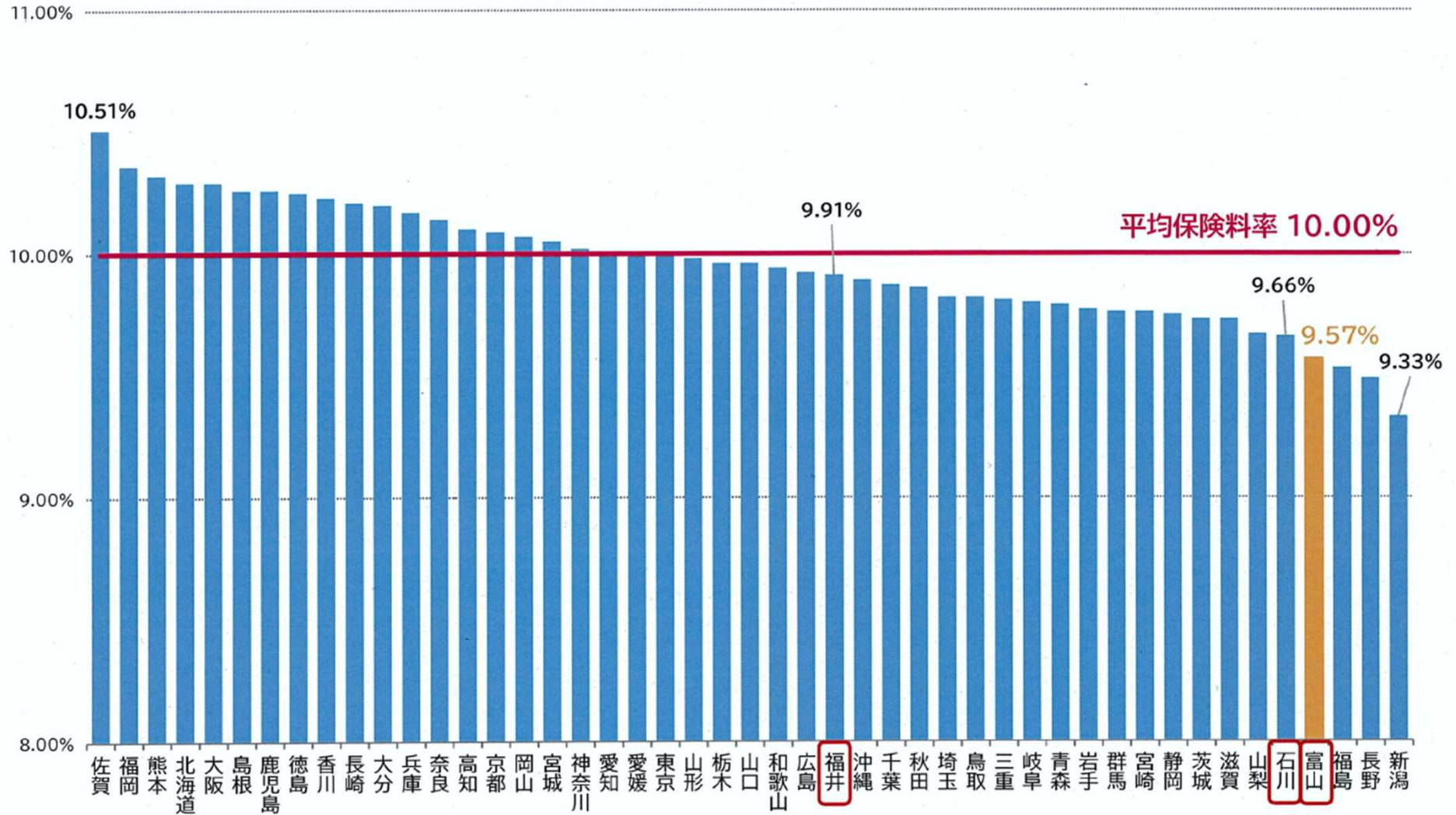
令和5年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

(参考) 令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化

(単位: %)

	令和4年度保険料率 (a)	令和5年度保険料率 (b)	現在からの変化分 (b)-(a)
全 国	10.00	10.00	0.00
1 北 海 道	10.39	10.29	▲0.10
2 青 森	10.03	9.79	▲0.24
3 岩 手	9.91	9.77	▲0.14
4 宮 城	10.18	10.05	▲0.13
5 秋 田	10.27	9.86	▲0.41
6 山 形	9.99	9.98	▲0.01
7 福 島	9.65	9.53	▲0.12
8 茨 城	9.77	9.73	▲0.04
9 栃 木	9.90	9.96	+0.06
10 群 馬	9.73	9.76	+0.03
11 埼 玉	9.71	9.82	+0.11
12 千 葉	9.76	9.87	+0.11
13 東 京	9.81	10.00	+0.19
14 神 奈 川	9.85	10.02	+0.17
15 新 潟	9.51	9.33	▲0.18
16 富 山	9.61	9.57	▲0.04
17 石 川	9.89	9.66	▲0.23
18 福 井	9.96	9.91	▲0.05
19 山 梨	9.66	9.67	+0.01
20 長 野	9.67	9.49	▲0.18
21 岐 阜	9.82	9.80	▲0.02
22 静 岡	9.75	9.75	0.00
23 愛 知	9.93	10.01	+0.08
24 三 重	9.91	9.81	▲0.10
25 滋 賀	9.83	9.73	▲0.10
26 京 都	9.95	10.09	+0.14
27 大 阪	10.22	10.29	+0.07
28 兵 庫	10.13	10.17	+0.04
29 奈 良	9.96	10.14	+0.18
30 和 歌 山	10.18	9.94	▲0.24
31 鳥 取	9.94	9.82	▲0.12
32 島 根	10.35	10.26	▲0.09
33 岡 山	10.25	10.07	▲0.18
34 広 島	10.09	9.92	▲0.17
35 山 口	10.15	9.96	▲0.19
36 徳 島	10.43	10.25	▲0.18
37 香 川	10.34	10.23	▲0.11
38 愛 媛	10.26	10.01	▲0.25
39 高 知	10.30	10.10	▲0.20
40 福 岡	10.21	10.36	+0.15
41 佐 賀	11.00	10.51	▲0.49
42 長 崎	10.47	10.21	▲0.26
43 熊 本	10.45	10.32	▲0.13
44 大 分	10.52	10.20	▲0.32
45 宮 崎	10.14	9.76	▲0.38
46 鹿 児 島	10.65	10.26	▲0.39
47 沖 縄	10.09	9.89	▲0.20

協会けんぽ支部別 健康保険料率(令和5年度)



注1:40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(1.80%)が加わります。

注2:変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は3月分(4月納付分)、任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は4月分からとなります。

(参考)

協 富 山 支 部 発 第 230118-01 号
令 和 5 年 1 月 18 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会富山支部
支部長 松井 泰治
(公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

富山支部の令和 5 年度保険料率について、令和 4 年度保険料率の 9.61%から 0.04%ポイント引き下げ、9.57%とすることは、妥当と考えます。

2. 理由等

先般開催した支部評議会では、中長期的な視点による健全な財政運営に向け、平均保険料率 10%を維持すべきとの意見を賜り、令和 5 年度富山支部保険料率を 9.57%とすることに異論はありませんでした。

高齢化に伴い年々医療費が増加している中、物価が急速度で上昇する一方で、まだまだ個々の加入者の標準報酬月額が増加が追いついていない状況下においては、中長期の財政見通しは極めて不透明といえます。

当支部としては、加入者の健康維持・増進こそが将来的な医療費の抑制に寄与するものにとらえ、加入者・事業主の理解及び行動がなお一層促進されるよう、保健事業を中心とする戦略的保険者機能の発揮に努めてまいります。

以上

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会における意見（富山支部）

これまでの審議における評議会の意見は以下のとおり。

（令和4年10月12日開催 富山支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率は可能な限り10%を維持すべき。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 支出面における大きな負担となっている高齢者医療にかかる拠出金について、国全体での議論が必要。

（事業主代表）

- 将来的に平均保険料率の見直しが必要になるが、見直しの議論を行うタイミング・基準を決めておくべき。
- インフレ傾向が拡大するなかで、その収束は難しいと思われる。ジェネリック医薬品の使用促進等による医療費の抑止に向けた取り組みをしているが、試算以上に医療費は拡大していくと考える。

（被保険者代表）

- 支部ごとの保険料率の格差拡大、セーフティネットとしての性質を考慮した負担均衡、インセンティブ制度による保険料率への反映について、それぞれの観点でバランスを考えることが必要。
- 健康保険は中長期的な運用、一方で介護保険は原則どおり単年度収支均衡であることについて、従業員にとっては理解しづらい。